

八戸市立市民病院説明動画配信サービス仕様書

第1 件名

八戸市立市民病院説明動画配信サービス（以下「本サービス」という。）と称する。

第2 導入の目的

本サービスは、当院における「医療従事者の働き方改革の推進」「医療サービスの質の向上」「医療安全体制の強化」を実現するため、医師や看護師等が患者に対しての共通の説明内容の動画を作成・配信するサービスを利用することにより、定型的な説明業務を効率化し、医師や看護師をはじめとする当院の医療従事者が本来注力すべき専門的な業務や患者とのコミュニケーションに時間を活用できる環境を構築することを目的とする。

第3 ライセンスの使用場所

八戸市田向三丁目1番1号 八戸市立市民病院

第4 ライセンス期間

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで

契約は上記期間で年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに行うものとする。

ただし、上記期間満了後、発注者からの申し出がない限り使用し続けるものとする。その際は、年度ごとに契約書を作成する。

第5 システムの基本要件

- （1）医療従事者が説明用動画コンテンツを作成・編集できる機能を有すること。
- （2）作成した動画を患者がスマートフォン、タブレット、PC等のデバイスで視聴できる機能を有すること。
- （3）クラウド型のサービスにより発注者が動画の作成・編集が行えること。
- （4）本サービスに複数でログインした際にも動作が正常に行われること。
- （5）以下のブラウザに対応していること。
 - ① Microsoft Edge
 - ② Google Chrome

- (6) 発注者が画像及び動画素材をアップロードし挿入することが可能であること。
- (7) テキスト入力による動画コンテンツの自動生成及び簡易編集が可能であること。
- (8) テキスト入力した文字がテロップで表示できること。
- (9) 医療安全に資する詳細な視聴記録保存機能を有し、患者個人を識別するＩＤと動画を紐づけ、個々の患者の視聴ステータス（例：未視聴/視聴済）及び視聴完了日時を分単位で記録・管理できること。また、その視聴記録を説明内容と共にタイムスタンプ付きのＰＤＦとして出力・保存が可能な機能を有すること。
- (10) 最低限、以下の外国語に対応していること。
 - ① 英語
 - ② 中国語
 - ③ 韓国語
- (11) 作成した動画をプレビューで確認が可能であること。
- (12) 作成した動画はサービス内で配信可能であること。
- (13) サービス内で動画の二次元コードの作成が可能であること。
- (14) 動画作成数に制限がある場合は、無制限で作成できること。
- (15) サービスの利用方法が分からない場合に問合せ可能なサポート体制が整備されていること。
- (16) サービスの利用可能時間は 24 時間 365 日とすること。

メンテナンス等でやむを得ず停止する場合は、あらかじめ連絡すること。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではない。

第 6 その他

- (1) 初期費用が発生する場合は、初年度に一括で支払うものとする。
- (2) 本サービスのシステムを解約する際に費用が生じないこと。
- (3) 八戸市は契約期間中であっても、この契約を締結した次年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。